

「共謀罪」の趣旨を含む改正組織犯罪処罰法について、プライバシー権に関する国連特別報告者 ショセフ・ケナタツチ氏が「成立を強行したことに失望した」とのコメントを、日弁連共謀罪法案対策本部部長の海渡雄一弁護士に寄せ、二十一日、東京都内での日弁連主催の学習会で紹介された。

## 国連報告者ケナタツチ氏

## 日弁連通じコメント

同氏は法案審議中、プライバシー権の侵害に懸念を示していた。「共謀罪」法は、参院法務委員会での採決を省略する「中間報告」という形で十五日に可決、成立。コメントは同日付で、同氏は日弁連を通じて紹介してほしいと希望したという。

コメントでは「政府は、テロに対する市民の恐れを利用して成立を押し通した」と批判。参院で議論が打ち切られた点を「重要な法案を検討、導入するのに適切な方法とはいえない。このような強硬手段は真に民主的な社会では認められない」とした。これまでの指摘に、政府からの回答はないという。

二十一日に参院議員会館（東京都千代田区）であった学習会には約百五十人が参加した。立命館大大学院の松宮孝明教授（刑事法）は法案成立過程の違法性を指摘。国会法では「特に必要があるとき」に中間報告を求めることができ、中間報告があった案件は「特に緊急を要すると認めたとき」に本会議で審議ができる。松宮氏は「必要性や緊急性の根拠が説明されておらず、成立自体に疑義がある」と話した。

# 「共謀罪法 成立強行に失望」